

改正 平成27年7月31日 原規総発第1507313号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を次のとおり改正する。

平成27年7月31日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は平成27年7月31日から施行する。

## 原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について 新旧対照表

(傍線部分は改正箇所)

改 正 案	現 行
<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この要領における用語の定義は、規則第 2 条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成 2 4 年政令第 2 3 0 号）に規定する長官官房（<u>原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）に規定するグループを除く。</u>）、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）に規定する<u>グループ</u>をいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに<u>原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）に規定するグループ長</u>をいう。</p> <p>(親展文書)</p> <p>第 10 条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書（電子文書を除く。）については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長（以下「大臣官房秘書課長」という。）に配布するものとする。</p> <p>(誤配文書の取扱い)</p> <p>第 14 条 総務課に送達された文書のうち、誤って送達され、又は委員</p>	<p>(定 義)</p> <p>第 2 条 この要領における用語の定義は、規則第 2 条に定めるところによるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1) この要領において「部等」とは、原子力規制委員会組織令（平成 2 4 年政令第 2 3 0 号）に規定する長官官房（<u>技術基盤グループ及び放射線防護グループを除く。</u>）、原子力規制部及び原子力安全人材育成センター並びに原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）に規定する<u>長官官房技術基盤グループ及び長官官房放射線防護グループ</u>をいう。</p> <p>(2) この要領において「部等の長」とは、それぞれ次長、原子力規制部長及び原子力安全人材育成センター所長並びに<u>技術総括審議官及び核物質・放射線総括審議官</u>をいう。</p> <p>(親展文書)</p> <p>第 10 条 委員会に到達した省受文書のうち親展文書（電子文書を除く。）については、総務課において受領した後、開封することなく、直ちに環境省大臣官房秘書課長（以下「大臣官房秘書課長」という。）に配布するものとする。</p> <p>(誤配文書の取扱い)</p> <p>第 14 条 総務課に送達された文書のうち、誤って送達され、又は委員</p>

会の所管外である等接受してはならないものがあるときは、直ちに返却、回送その他適切な措置をとるものとする。

2 環境省大臣官房総務課（以下「大臣官房総務課」という。）から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を大臣官房総務課長に回付するものとする。

（決裁文書等の取扱）

第 20 条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を經由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。

3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長（長官官房人事課又は長官官房参事官（会計担当）の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官（会計担当）とする。）の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官又は審議官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を經由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官又は審議官を經由しなければならない。

（決裁を受ける範囲）

第 23 条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員長、長官、部等の長及び課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、部等の長及び課等の長

会の所管外である等接受してはならないものがあるときは、直ちに返却、回送その他適切な措置をとるものとする。

2 環境省大臣官房総務課（以下「大臣官房総務課」という。）から総務課に配布された文書が委員会の所管に属さないものであるときは、当該配布を受けた総務課長は、当該文書を大臣官房総務課長に回付するものとする。

（決裁文書等の取扱）

第 20 条 委員会又は委員長の決裁を受ける決裁文書は、必ず長官を經由しなければならない。ただし、委員長又は委員の発議事項についてはこの限りではない。

2 長官の決裁を受ける決裁文書は、次長の決裁を受けなければならない。

3 次長の決裁を受ける決裁文書は、総務課長（長官官房人事課又は長官官房参事官（会計担当）の所掌に係るものについては、それぞれ長官官房人事課長又は長官官房参事官（会計担当）とする。）の決裁を受けなければならない。ただし、次長の決裁を受ける文書のうちで緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官が総括整理する事務に係るものは、総務課長を經由した後、必ず当該事務を担当する緊急事態対策監、技術総括審議官、核物質・放射線総括審議官、審議官又は原子力安全技術総括官を經由しなければならない。

（決裁を受ける範囲）

第 23 条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 委員長、長官、部等の長及び課等の長の職名で施行を要する決裁文書については、それぞれ委員長、長官、部等の長及び課等の長

まで

- (2) 委員会名、原子力規制庁名、部等名及び課等名等で施行を要する  
 決裁文書については、それぞれ委員会、長官、部等の長及び課等  
 の長まで
- (3) 第1号又は第2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別  
 表第2から第5に掲げる専決事項に該当するものにあつては、当  
 該事項の専決者まで

別表第3（原子力規制法令）

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和3  
 2年法律第166号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
372	原子力安 全人材育 成センタ ー	核燃料試験細目規則第4条第1 項の規定による核燃料取扱主任 者免状の再交付に関すること。	副所長		否

まで

- (2) 委員会名、原子力規制庁名、部等名及び課等名等で施行を要する  
 決裁文書については、それぞれ委員会、長官、部等の長及び課等  
 の長まで
- (3) 第1号又は第2号に掲げる文書のうち、当該文書に係る事項が別  
 表第2から第5に掲げの専決事項に該当するものにあつては、当  
 該事項の専決者まで

別表第3（原子力規制法令）

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和3  
 2年法律第166号）関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会 への報 告の要 否
372	原子力安 全人材育 成センタ ー	核燃料試験細目規則第4条第1 項の規定による原子炉主任技術 者免状の再交付に関すること。	副所長		否